平成２３年（フ）第６０３号
最後の住所大阪府松原市天美北３丁目３番５号、開始決定時の住所大阪府松原市田井城２丁目２番２―1111号
破産者　被相続人亡水野芳夫相続財産
1　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
2　一般調査期日　平成25年５月30日午前11時30分
平成25年３月21日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７２０号
埼玉県白岡市西４丁目16番22、破産手続開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡白岡町西４丁目16番22
破産者　小野塚清志
1　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
2　一般調査期日　平成25年７月９日午前10時30分
平成25年３月19日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦1051番地
破産者　濵地　久夫
1　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
2　一般調査期日　平成25年７月１日午後１時30分
平成25年３月22日
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第１３１号
山口県下松市笠戸島77―２、住民票上の住所香川県丸亀市飯山町西坂元1100番地10
破産者　白川　雅一
1　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
2　一般調査期日　平成25年６月21日午後２時10分
平成25年３月22日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第４９６号
沖縄県那覇市松尾１丁目３番30―407号ソーワピア松尾台
破産者　上運天悦子
1　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
2　一般調査期日　平成25年６月６日午前10時
平成25年３月21日
那覇地方裁判所民事第３部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１９５号
山口県防府市栄町１丁目５番１号
破産者　株式会社うつみ
異議申述期間　平成25年４月25日まで
平成25年３月22日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
山口県防府市伊佐江町６番５号　プレシャスハイツ102
破産者　上野　　浩
異議申述期間　平成25年４月25日まで
平成25年３月22日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２００３号
東京都新宿区新宿２丁目11番７号
清算株式会社　吉田商事株式会社
代表清算人　吉田　昭弘
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２５年（再）第１１号
東京都板橋区板橋１丁目10番14号
再生債務者　株式会社東京カソード研究所
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年５月23日から平成25年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第１０５号
福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字船ケ森東470番地
再生債務者　株式会社丸中
特別調査期間　平成25年５月１日から平成25年５月２日まで
平成25年３月19日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１０５号
福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字船ケ森東470番地
再生債務者　株式会社丸中
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月27日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成25年５月８日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年４月30日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年４月24日
平成25年３月19日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２４年（再）第４号
埼玉県川越市脇田本町10番地18　プラネ川越204号室
再生債務者　佐藤　桂子
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成25年３月18日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再）第１９９号
茨城県神栖市大野原３丁目９番８号
再生債務者　満天星株式会社（旧商号マル平ストア株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年３月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２２５号
東京都台東区千束４丁目３番３号
再生債務者　株式会社カラサワ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年３月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２０６号
千葉県千葉市美浜区高洲３丁目23番２号
再生債務者　株式会社シービック
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年３月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２２９号
千葉県市原市ちはら台南６丁目８番地14
再生債務者　中野　裕幸
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年３月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２３０号
千葉県千葉市美浜区真砂５丁目20番17―1311号
再生債務者　和田真優美
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年３月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２３１号
千葉県千葉市美浜区真砂５丁目20番17―1311号
再生債務者　和田　勝彦
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年３月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１号
石川県能美市三ツ屋町ヌ30番地
再生債務者　白山ゴルフ株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件について、再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年３月18日　　金沢地方裁判所民事部